
プロジェクト **収益認識**

項目 **収益認識会計基準等に係る注記に関する設例（開示例）**

これまでの経緯

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 3 月 30 日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「収益認識会計基準等」という。）を公表した。
 - (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）
 - (2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）
2. 収益認識会計基準においては、注記事項について収益認識会計基準が適用される時（2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）までに検討するとしている（収益認識会計基準第 80 項及び第 156 項）。

本資料の目的

3. 本資料は、前項に関連して、注記事項に関する IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）又は財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系の Topic 606「顧客との契約から生じる収益」（以下「Topic 606」という。）の設例を収益認識基準等を含めるか否かについて検討することを目的としている。

参考となる会計基準等

4. 次ページから、IFRS 第 15 号及び Topic 606 において設けられている設例を記載している（設例 41 から設例 43）。なお、設例の記載にあたっては、次のとおり記載している。
 - (1) IFRS 第 15 号の設例番号や参照項に括弧書きで Topic 606 の項番号を併記している（金額単位は IFRS 第 15 号の設例を基礎としている。）。

- (2) Topic 606 の設例において、IFRS 第 15 号から変更点があるものについては、IFRS 第 15 号からの変更点を枠囲みで記載している（IFRS 第 15 号の文言の削除には取り消し線、IFRS 第 15 号からの追加には下線を付している。）。

(a) 開示

- IE209 (606-10-55-295) 設例41は、収益の分解の開示に関するIFRS第15号の第114項から第115項及びB87項からB89項（606-10-50-5項から606-10-50-6項及び606-10-55-89項から606-10-55-91項）の要求事項を例示している。設例42から設例43は、残存履行義務に配分した取引価格の開示に関するIFRS第15号の第120項から第122項（606-10-50-13項から606-10-50-15項）の要求事項を例示している。さらに、以下の要求事項を設例42で例示している。
- (a) 変動対価の見積りの制限に関するIFRS第15号の第57項（606-10-32-12項）
 - (b) 履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定する方法に関するIFRS第15号のB16項（606-10-55-18項）

設例41——収益の分解——定量的開示

- IE210 (606-10-55-296) ある企業が、IFRS第8号「事業セグメント」(Topic 280) に従って次のセグメントを報告している。消費者製品、輸送、エネルギーである。投資家向け説明資料を作成する際に、企業は収益を、主たる地域市場、主要な製品ライン及び収益認識の時期（すなわち、一時点で移転される財又は一定の期間にわたり移転されるサービス）に分解している。
- IE211 (606-10-55-297) 企業は、投資家向け説明資料で使用している区分を、IFRS第15号の第114項（606-10-50-5項）の分解開示の要求事項の目的（顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性がどのように経済的要因の影響を受けるのかを描写する区分に分解すること）を満たすために使用できる。下記の表は、主たる地域市場、主要な製品ライン及び収益認識の時期による分解開示を例示している（IFRS 第15号の第115項（606-10-50-6項）に従って、分解した収益が消費者製品、輸送及びエネルギーの各セグメントとどのように関連しているのかに関する調整表を含む）。

収益の分解—定量的開示

セグメント	消費者製品	輸送	エネルギー	合計
	CU	CU	CU	CU
<u>主たる地域市場</u>				
北米	990	2,250	5,250	8,490
欧州	300	750	1,000	2,050
アジア	700	260	—	960
	<u>1,990</u>	<u>3,260</u>	<u>6,250</u>	<u>11,500</u>
<u>主要な財／サービスのライン</u>				
事務用品	600	—	—	600
器具	990	—	—	990
衣類	400	—	—	400
オートバイ	—	500	—	500
自動車	—	2,760	—	2,760
太陽光パネル	—	—	1,000	1,000
発電所	—	—	5,250	5,250
	<u>1,990</u>	<u>3,260</u>	<u>6,250</u>	<u>11,500</u>
<u>収益認識の時期</u>				
一時点で移転される財	1,990	3,260	1,000	6,250
一定の期間にわたり移 転されるサービス	—	—	5,250	5,250
	<u>1,990</u>	<u>3,260</u>	<u>6,250</u>	<u>11,500</u>

設例42——残存履行義務に配分した取引価格の開示

IE212 (606-10-55-298) 20X7年6月30日に、ある企業が、サービスを提供するために別々の顧客と3つの契約（契約A、B及びC）を結ぶ。それぞれの契約には2年の解約不能期間がある。企業は、20X7年12月31日現在の残存履行義務に配分した取引価格の開示に含めるべき各契約の情報を決定する際に、IFRS第15号の第120項から第122項（606-10-50-13項から606-10-50-15項）の要求事項を検討する。

契約 A

IE213 (606-10-55-299) 清掃サービスが、今後2年間にわたり通常少なくとも1か月に1回提供される。提供されるサービスについて、顧客は1時間当たりCU25の料金を支払う。

IE214

(下記参照)

企業は提供したサービスの1時間ごとに固定金額を請求するので、企業は、IFRS第15号のB16項に従って現在までに完了した企業の履行の価値に直接対応する金額で顧客に請求する権利を有している。したがって、企業がIFRS第15号の第121項(b)の実務上の便法を適用することを選択する場合には、開示は不要である。

(IFRS第15号IE 214項の内容は、Topic 606では次のとおり修正されている。)

(606-10-55-300) 企業は提供したサービスの1時間ごとに固定金額を請求するので、企業は、606-10-55-18項に従って現在までに完了した企業の履行の価値に直接対応する金額で顧客に請求する権利を有している。したがって、企業が606-10-50-14(b)の選択的な免除規定実務上の便法を適用することを選択することができる場合には、開示は不要である。企業が契約Aに対する残存履行義務に配分した取引価格を注記しないことを選択した場合には、企業は、606-10-50-14(b)項の選択的免除規定を適用していることを注記する。企業はまた、606-10-50-15項に従って、履行義務の内容、残存する契約の存続期間及び残存履行義務の注記から除外された変動対価の概要を注記する。

契約 B

IE215

(606-10-55-301)

清掃サービス及び芝生のメンテナンス・サービスが、今後2年間にわたり最大で1か月に4回、必要に応じて提供される。顧客は両方のサービスに対して1か月当たりCU400の固定価格を支払う。企業は、履行義務の完全な充足へ向けての進捗度を時間に基づく測定値を用いて測定する。

IE216

(606-10-55-302)

企業は、収益としてまだ認識していない取引価格の金額を、企業が当該金額をいつ収益として認識すると見込んでいるのかを示す定量的な期間帯による表で開示する。全体的な開示に含まれる契約Bについての情報は、次のとおりである。

	20X8	20X9	合計
	CU	CU	CU
20X7年12月31日現在でこの契約に関して	4,800 ^(a)	2,400 ^(b)	7,200
認識されると見込まれる収益			
(a)	CU4,800=CU400×12 か月		
(b)	CU2,400=CU400×6 か月		

契約 C

IE217 (606-10-55-303) 清掃サービスが、今後2年間にわたり必要に応じて提供される。顧客は1か月当たりCU100の固定対価に加えて、顧客の施設の規制上の審査及び認定に対応するCU0からCU1,000までの範囲の1回限りの変動対価の支払額（すなわち、業績ボーナス）を支払う。企業は、変動対価CU750に対する権利を得ると見積っている。IFRS第15号の第57項（606-10-32-12項）の諸要因に関する企業の評価に基づき、企業は変動対価の見積りCU750を取引価格に含める。認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いからである。企業は、履行義務の完全な充足へ向けての進捗度を時間に基づく測定値を用いて測定する。

IE218 (606-10-55-304) 企業は、収益としてまだ認識していない取引価格の金額を、企業が当該金額をいつ収益として認識すると見込んでいるのかを示す定量的な期間帯による表で開示する。また、企業は、当該開示に含まれていない重大な変動対価に関する定性的説明を記載する。全体的な開示に含まれる契約Cについての情報は、次のとおりである。

	20X8	20X9	合計
	CU	CU	CU
20X7年12月31日現在でこの契約に関して	1,575 ^(a)	788 ^(b)	2,363
認識されると見込まれる収益			
(a) 取引価格=CU3,150 (CU100×24か月+変動対価CU750)			
1年当たりCU1,575で24か月にわたり均等に認識される			
(b) CU1,575÷2=CU788 (すなわち、当該年度の6か月分)			

IE219 (606-10-55-305) さらに、IFRS第15号の第122項（606-10-55-15項）に従って、企業は、業績ボーナスの一部は取引価格に含めていないので開示から除外している旨を定性的に開示する。業績ボーナスの当該部分は、変動対価の見積りの制限に関する要求事項に従って、取引価格から除外された。

(以下、Topic 606のみ追加されている項目)

— (606-10-55-305A)	<u>月次の対価は固定であり、変動対価は606-10-50-14A項(b)の条件を満たしていないため、企業は、606-10-50-14A項の選択的免除規定を適用する要件を満たしていない。</u>
-----------------------	---

設例43——残存履行義務に配分した取引価格の開示——定性的開示

- IE220 (606-10-55-306) 20X2年1月1日に、ある企業が、CU10百万の固定対価で商業ビルを建設する契約を顧客と結ぶ。このビルの建設は、企業が一定の期間にわたり充足する単一の履行義務である。20X2年12月31日現在、企業はCU3.2百万の収益を認識している。企業は建設が20X3年に完成すると見積っているが、プロジェクトの完成は20X4年の前半となる可能性がある。
- IE221 (606-10-55-307) 20X2年12月31日に、企業は、収益としてまだ認識していない取引価格を、残存履行義務に配分した取引価格の開示の中で開示する。また、企業は、企業が当該金額をいつ収益として認識すると見込んでいるのかに関する説明を開示する。説明の開示は、残存履行義務の残存期間に最も適した期間帯を使用して定量的に行うか又は定性的説明の提供によって行うことができる。企業は収益認識の時期に関して不確実であるため、この情報を次のように定性的に開示する。
- 「20X2年12月31日現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額はCU6.8百万であり、企業はビルが完成するにつれてこの収益を認識する。これは今後12か月から18か月にわたり発生すると見込まれる。」

ASBJ 事務局による分析及び提案

- 開示例を示す目的は、実務において想定される取引等について、注記事項の定めがどのように適用されるのかについて、関係者の理解の助けとすることであると考えられる。なお、設例 41 から設例 43 を収益認識会計基準等に取り込む場合は、他の日本基準の体系との整合性から、「開示例」として取扱い、「設例」とはしないことになると考えられる。

(設例 41—収益の分解)

- 設例 41 の収益の分解の例については、主たる地域市場、主要な製品ライン及び収益認識の時期による分解開示が例示されている。また、この表により、分解した収益と各セグメントとの関係を示す情報が、調整表の形で示されている。
- 当該設例を示すことにより、企業が、収益の分解の目的である、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因を企業の固有の事情に照らして判断するよりも、当該設例に示されている区分の一部(例えば、地域別、主要な製品ライン別等)を示すことで目的を満たしていると判断される恐

れがあると考えられるものの、通常は、地域別又は主要な製品ラインごとに収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を分析するものであると考えられるため、設例 41 の開示例は、開示目的及び収益の分解情報を提供する目的に沿っているものであると考えられる。また、分解した収益と各セグメントとの関係を示す情報をどのように開示すべきかの例が示されており、基準が意図している内容を理解するのに役立つ情報を提供していると考えられるがどうか。

(設例 42 及び設例 43—残存履行義務に配分した取引価格の注記)

8. 設例 42 においては、3 つの長期サービス契約の例が示されている。また、設例 43 においては、収益認識が見込まれる時期が不確実な場合に、定性的説明により、一定の期間の幅を示すことにより、収益認識が見込まれる時期を説明する例が示されている。
9. 残存履行義務に配分した取引価格の設例については、実務上の便法を適用した場合の注記の記載方法や、収益認識が見込まれる時期が不確実な場合の注記の記載例など、状況に応じた注記例が示されている。開示例については、企業の事業内容や契約の内容が開示例の前提と異なる場合であっても一律に開示例で示された開示を行うことで十分であると判断される可能性があるものの、開示例を示すことにより、企業が適用する実務上の便法や状況に応じた開示を理解するのに役立つと考えられるがどうか。
10. 特に、契約 A においては、IFRS 第 15 号 B16 項（収益認識適用指針第 19 項¹）を適用して会計処理を行っている場合に、注記において実務上の便法を適用した場合の例が示されている。この例示により、残存履行義務の開示例のみならず、どのような状況において収益認識適用指針第 19 項の会計処理が適用されるかも含め、同項を適用した場合の開示例が提供されることになり、財務諸表作成者の理解に役立つと考えられるがどうか。
11. また、第 97 回収益認識専門委員会（2019 年 6 月 20 日開催）及び第 411 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 27 日開催）における提案では、米国会計基準における実務上の便法を追加で採用することを提案したことにより、実務上の便法を適用した場合の注記について、使用している方法や、便法を使用している履行義務の内容

¹ 一定の期間にわたって充足される履行義務の進捗度の測定にあたって、原則どおり、契約で約束した財又はサービスとの比率に基づいて現在までに移転した財又はサービスを測定するのではなく、実務上の便法として、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している場合（例えば、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等）に、請求する権利を有している金額で収益を認識することを認めている。

等、米国会計基準における残存履行義務の注記を含めることを提案している。

12. この点について、米国会計基準の設例では、米国会計基準で定められている残存履行義務の注記の内容が追加されており、当該設例を設けることにより、米国会計基準を参考に導入した実務上の便法を適用した場合の注記内容がよりイメージしやすくなると考えられるがどうか。

契約 A (再掲) (下線は米国会計基準に基づく追加部分)

IE213 清掃サービスが、今後2年間にわたり通常少なくとも1か月に1回提供される。提供さ
(606-10-55-299) れるサービスについて、顧客は1時間当たりCU25の料金を支払う。

IE214 企業は提供したサービスの1時間ごとに固定金額を請求するので、企業は、606-10-
(606-10-55-300) 55-18項に従って現在までに完了した企業の履行の価値に直接対応する金額で顧客に請求する権利を有している。したがって、企業が606-10-50-14(b)の選択的な免除規定実務上の便法を適用することを選択することができる場合には、開示は不要である。企業が契約Aに対する残存履行義務に配分した取引価格を注記しないことを選択した場合には、企業は、606-10-50-14(b)項の選択的免除規定を適用していることを開示する。企業はまた、606-10-50-15項に従って、履行義務の内容、残存する契約の存続期間及び残存履行義務の注記から除外された変動対価の概要を注記する。

(その他の開示例)

13. 収益認識会計基準に定める予定の注記事項については、わが国においてはこれまでに行っていなかった注記事項を設けることもあり、財務諸表作成者の理解を促すために、IFRS 第 15 号及び Topic 606 で示された注記事項以外の注記についても、開示例を設けてほしいとの要望が寄せられる可能性がある。
14. 早期適用の段階において、最低限の注記の定めを設けた際にも、収益認識会計基準により初めて要求される注記事項であり、円滑な適用を促すために開示例を示すことが有用であるとの意見が寄せられていた。
15. この点について、IFRS 第 15 号及び Topic 606 で示された開示に追加して、独自の開示を設けることも考えられるが、開示例を示すことにより、次のことが考えられることから、収益認識会計基準に設ける開示例は、IFRS 第 15 号及び Topic 606 で設けられた開示例にとどめることが考えられるがどうか。

- (1) 注記事項の有無及び記載内容は、企業の事業内容や契約類型によって多様なものとなると考えられるが、多様な状況に共通する開示例を示すことが困難であると考えられる。
- (2) 開示例を示すことにより、企業の固有の状況に関係なく、開示例を踏襲した決まり文句の記載となる恐れがある。注記事項の有無及び記載内容については、個々の企業の状況を踏まえて、開示目的に照らして考えるべきものであると考えられる。
- (3) 独自の開示例を追加することにより、日本独自で追加的な定めを設けていると解される恐れがある（例えば、日本基準においては、注記事項の定めについて、特定の開示方法により注記すべきであると解釈しているという誤解が生じる可能性があるなど）。

(まとめ)

16. 上記の分析を踏まえ、設例 41 から設例 43 について、IFRS 第 15 号及び Topic 606 の設例（開示例）を収益認識会計基準に取り入れることが考えられるかどうか。なお、基本的には Topic 606 と同様の実務上の便法を取り入れることを提案しているため、Topic 606 の設例を基礎として、文案に含めることが考えられる。

文案

17. 上記の分析を踏まえた文案は次のとおりである。

【文案の記載にあたって】

1. 文章の表現については、IFRS 第 15 号又は Topic 606 の日本語訳と同一のものとはしておらず、表現の見直しを行っている。
2. 収益認識会計基準等の文案として IFRS 第 15 号に追加して定めた部分を青でハイライトしている。
3. 文中の（¶）は、IFRS 第 15 号又は Topic 606 における項番号を表しているものであり、最終的には収益認識会計基準等において削除する予定のものである。

参 考

本適用指針の開示例は、会計基準及び本適用指針で示された内容についての理解を深めるために参考として示されたものであり、記載方法及び記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

【開示例 1】 収益の分解

1. 前提条件

- (1) A社は、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に従って、消費者製品、輸送、エネルギーのセグメントを報告している。
- (2) A社は、投資家向け説明資料を作成する際に、収益を、主たる地域市場、主要な財又はサービスのライン及び収益認識の時期（一時点で移転される財又は一定の期間にわたり移転されるサービス）に分解している。A社は、投資家向けの説明資料で使用している区分を、会計基準第80-6項（¶114）における収益の分解に関する定め（顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を与える経済的要因に基づき分解すること）を満たすために使用できる。
- (3) 下記の表では、主たる地域市場、主要な財又はサービスのライン及び収益認識の時期による分解開示を例示している。また、この例示では、会計基準第80-7項（¶115）に従って、分解した収益が消費者製品、輸送及びエネルギーの各セグメントとどのように関連しているのかに関する調整表を提供している。

2. 注記例

(単位：百万円)

セグメント	消費者製品	輸送	エネルギー	合計
<u>主たる地域市場</u>				
日本	990	2,250	5,250	8,490
北米	300	750	1,000	2,050
アジア	700	260	—	960
	<u>1,990</u>	<u>3,260</u>	<u>6,250</u>	<u>11,500</u>
<u>主要な財又はサービスのライン</u>				
事務用品	600	—	—	600
器具	990	—	—	990
衣類	400	—	—	400

審議事項(4)-7

オートバイ	—	500	—	500
自動車	—	2,760	—	2,760
太陽光パネル	—	—	1,000	1,000
発電所	—	—	5,250	5,250
	<u>1,990</u>	<u>3,260</u>	<u>6,250</u>	<u>11,500</u>
<u>収益認識の時期</u>				
一時点で移転される財	1,990	3,260	1,000	6,250
一定の期間にわたり移 転されるサービス	—	—	5,250	5,250
	<u>1,990</u>	<u>3,260</u>	<u>6,250</u>	<u>11,500</u>

[開示例 2] 残存履行義務に配分した取引価格の注記

[開示例 2-1] 現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している場合

1. 前提条件

- (1) A社はX1年6月30日に、サービスを提供するためにB社（顧客）と2年の解約不能期間を有する契約を締結する。A社は、X1年12月31日現在の残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めるべき情報を決定する際に、会計基準第80-17項から第80-19項（¶120-122）の定めを検討する。
- (2) A社は、今後2年間にわたり、通常少なくとも1か月に1回清掃サービスを提供する。B社は、当該サービスに対し1時間当たり2,500円の料金を支払う。

2. 注記事項の判断

- (1) A社は、提供したサービスの1時間ごとに固定金額を請求するため、本適用指針第19項（¶B16）に従って現在までにA社の履行が完了した部分に対するB社にとっての価値に直接対応する対価の額をB社から受け取る権利を有している。したがって、A社は会計基準第80-18項(2)（¶121(b)）に定める方法を適用することができる。
- (2) A社が当該契約に対する残存履行義務に配分した取引価格を注記しないことを選択した場合には、会計基準第80-19項（¶606-10-50-15）に従って、会計基準第80-18項(2)（¶121(b)）項に定める方法を適用していること、当該方法を使用している履行義務の内容、残存する契約の存続期間及び残存履行義務の注記から除外された変動対価の概要を注記する。

[開示例 2-2] 時間に基づく測定値を用いて進捗度を測定している場合（固定対価）

1. 前提条件

- (1) は[開示例 2-1]と同様とする。
- (2) A社は、清掃サービス及び芝生のメンテナンス・サービスを、今後2年間にわたり最大で1か月に4回、必要に応じて提供する。
- (3) B社は両方のサービスに対して1か月あたり40,000円の固定価格を支払う。A社は、完全な履行義務の充足に向けての進捗度を、時間に基づく測定値を用いて算定する。

2. 注記例

- (1) A社は、収益としてまだ認識していない取引価格の金額を、A社が当該金額をいつ収

益として認識すると見込んでいるのかを示す定量的な期間により表形式で注記する。
注記に含まれる当該契約の情報は、次のとおりである。

	(単位：千円)		
	X1	X2	合計
X2年12月31日現在でこの契約に関して認識されると見込まれる収益	480(*1)	240(*2)	720
(*1) 480千円=40千円×12か月			
(*2) 240千円=40千円×6か月			

[開示例 2-3] 時間に基づく測定値を用いて進捗度を測定している場合（変動対価）

1. 前提条件

- (1) は[開示例 2-1]と同様とする。
- (2) A社は、今後2年間にわたって必要に応じて清掃サービスを提供する。
- (3) B社は1か月当たり10千円の固定対価に加えて、顧客の施設の規制上の審査及び認定に対応する0円から100千円までの範囲の1回限りの変動対価の支払額（すなわち、業績ボーナス）を支払う。
- (4) A社は、変動対価75千円に対する権利を得ると見積っている。A社は、本適用指針第25項（¶57）の諸要因に関する評価に基づき、企業は変動対価の見積り75千円を取引価格に含める。解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が非常に高いからである。
- (5) A社は、完全な履行義務の充足に向けての進捗度を、時間に基づく測定値を用いて算定する。

2. 注記事項の判断及び注記例

- (1) A社は、収益としてまだ認識していない取引価格の金額を、企業が当該金額をいつ収益として認識すると見込んでいるのかを示す定量的な期間により表形式で注記する。
注記に含まれる当該契約の情報は、次のとおりである。

	(単位：千円)		
	X1	X2	合計
X2年12月31日現在でこの契約に関して認識されると見込まれる収益	157.5(*1)	78.8(*2)	236.3
(*1) 取引価格=315千円（10千円×24か月+変動対価75千円） 1年当たり157.5千円で24か月にわたり均等に認識される。			

(*2) $157.5 \text{ 千円} \div 2 = 78.8 \text{ 千円}$ (すなわち、当該年度の6か月分)

- (2) また、A社は、当該注記に含まれていない重大な変動対価について定性的な情報を記載する。
- (3) さらに、A社は、業績ボーナスの一部を、会計基準第54項(¶56-58)の変動対価の見積りの制限の定めに従って取引価格に含めていないため、会計基準第80-19項(4)(¶122)に従って、注記から除外している旨を定性的に開示する。
- (4) 月次の対価は固定であり、変動対価は本適用指針第19項(¶B16)の条件を満たしていないため、当該契約は、会計基準第81-18項(2)(¶121(b))項の定めを適用する要件を満たしていない。

[開示例 3] 残存履行義務に配分した取引価格の開示—定性的情報

1. 前提条件

- (1) A社はB社（顧客）とX2年1月1日に、1,000百万円の固定対価で商業ビルを建設する契約を締結する。
- (2) A社は、当該ビルの建設は、一定の期間にわたり充足する単一の履行義務であると判断している。
- (3) X2年12月31日現在、企業は320百万円の収益を計上している。A社はX3年に当該ビルの建設が完了すると見積っているが、X4年の前半になる可能性もあると判断している。

2. 注記例

- (1) X2年12月31日に、A社は、収益としてまだ計上していない取引価格を、残存履行義務に配分した取引価格の注記において開示する。
- (2) また、A社は、残存履行義務に配分した取引価格に係る金額をいつ収益として計上すると見込んでいるのかに関する説明を注記する。当該説明は、残存履行義務の残存期間に最も適した期間による定量的情報か定性的情報により行うことができる。
- (3) 当該契約の収益認識の時期に不確実性があるため、A社は、この情報を定性的情報により次のように注記する。

X2年12月31日現在、商業ビルの建設に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は680百万円である。当該残存履行義務は、ビルが完成するにつれて12か月から18か月間で収益として計上されると見込まれる。

ディスカッション・ポイント

注記に関する設例（開示例）に対するASBJ事務局の分析及び文案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上